

仕様書

1. 件 名 「体内時計の分子機構の解明」の研究支援業務に係る労働者派遣契約 2（1 名）

2. 目 的

量子生命システムグループでは、量子科学技術を用いた量子計測技術開発及び生命科学への応用研究を実施している。その技術開発業務及び応用研究業務に係る補助業務及び事務業務の人材を必要としているため。（技術員）

3. 業務内容

本業務に係る作業は、量子生命システムグループ所掌の以下の作業エリアにて実施されるものである。

（1） 量子生命科学研究所 X-201 および 1 階 動物実験施設、実験動物研究棟 1 階

具体的な作業は、以下のとおり。

<研究開発業務>

- 遺伝子改変細胞の作製
- 細胞培養
- 細胞の概日リズム計測実験
- RT-qPCR
- ウェスタンブロッティング
- タンパク質と低分子との結合アッセイ
- DNA コンストラクション
- CRISPR-Cas9 実験に用いる gRNA デザイン
- RT-PCR 実験に用いる primer デザイン
- マウスの維持、繁殖、ジェノタイピング
- マウスの輪回し行動解析

<研究補助業務>

- 物品発注業務
- 予算管理業務
- 予算執行に係る書類作成
- 研究関連会議設営支援

4. 必要な要件

- ①バイオテクノロジー関連の専門学校卒業以上の学歴を有し、無菌操作の作業経験を有すること
- ②食品の分析業務に従事した 3 年以上の経験を有すること。
- ③各種アプリケーションソフト（Word、Excel、PowerPoint）の操作が可能であること。

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

6. 就業場所

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
量子生命科学研究所 量子生命システムグループ
(住所：千葉市稲毛区穴川 4-9-1)
ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等
TEL：043-206-4134

7. 組織単位

量子生命科学研究所 量子生命システムグループ

8. 指揮命令者

量子生命科学研究所 量子生命システムグループ グループリーダー

9. 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

10. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

11. 就業時間及び休憩時間

(1)就業時間：9 時 00 分から 17 時 00 分まで

(2)休憩時間：12 時 00 分から 13 時 00 分まで

会議の設営等必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

12. 派遣先責任者

千葉管理部庶務課 課長

13. 人員 1 名

(派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、当機構職員と協議の上、必要な処置を講じること。)

14. 派遣労働者を受注者における無期雇用者若しくは 60 歳以上の者に限定するか否かの別：

- ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者、60歳以上の者いずれにも限定しない」

15. 服務等

- (1) 派遣労働者は、業務上知り得た情報を、当機構の許可なしに第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- (2) 派遣労働者は、当機構の管理上の諸規程を遵守すること。
- (3) 当機構への通勤は、公共交通機関を利用することとし、車通勤は認めない。
- (4) 小動物（ラット・マウスなど）に対するアレルギーを有しないことを派遣元の責任においてアレルギー検査で確認していること。なお、検査に必要な費用については派遣元が負担すること。
- (5) 一般健康診断およびアレルギー検査に関する検査機関の手配および費用の負担は派遣元とし、特殊健康診断については当機構の負担とする。
- (6) 在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

16. 提出書類 派遣労働者決定後、下記の書類を提出すること。

（提出先及び提出部数：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」に各1部提出）

- (1) 仕様書「4. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料（派遣開始前までに）
- (2) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
- (3) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
- (4) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (6) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）

※届出日付又は取得日付を含む。ただし、不要な個人情報は黒塗りとすること。

- (7) その他契約上必要となる書類

※上記（4）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

17. 検査条件

毎月履行完了後、当機構職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

18. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) 本件業務の遂行と関連して出張を依頼する場合がある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、当機構が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか当機構の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちに当機構に連絡するものとし、速やかに交代要員を派遣すること。
- (5) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、当機構の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。

また、特に次の事項に注意しなければならない。

- ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、当機構外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
- ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

19. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

20. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、当機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。

（要求者）

部課（室）名：量子生命科学研究所

量子生命システムグループ

氏 名：金 尚宏